

司法書士のことがわかる本



日本司法書士会連合会



CONTENTS

P

● 司法書士とは？	3
● 司法書士のしごと	5
家・土地について	6
相続について	8
成年後見制度について	10
日常生活のトラブルについて	12
労働トラブルについて	14
借金について	16
会社について	18
裁判について	20
その他の業務について	22
● 司法書士の取り組み	
各種法律相談・ADR	24
社会への貢献	28
司法過疎問題への取り組み	31
● 司法書士の日	32
● 日本司法書士会連合会について	33
● 全国の司法書士会一覧	34

司法書士とは？



司法書士は、日本の近代国家のスタートである明治時代の初め、明治5年に制定された司法職務定制によって定められた「代書人」をルーツとしています。

140年以上にわたる歴史をもつ司法書士は、時代の流れとともに職務のあり方も変遷してきました。しかし、法律事務を行う専門家である点においては一貫しており、司法制度改革により、現在では「市民に身近な法律家」としての立場がより鮮明になってきました。

従来、司法書士といえば不動産や法人などの登記手続の専門家というイメージが強かったのではないかでしょうか。これは、戦後の高度経済成長期やバブル経済期を通じて金融や不動産に関心が集まり、それらに関する法律や登記手続の専門家として司法書士が注目を浴びたことによるものかもしれません。しかし、司法書士の「司法」は立法や行政に対して「裁判」を意味する言葉であり、司法書士は登記手続の専門家として経済社会の発展と安定に寄与する一方で、市民の日常生活で発生するさまざまな法律問題に対し、訴訟関係書類を作成するなど、これまで訴訟支援という形で裁判の分野にも広く関わってきました。

そして、平成13年の司法制度改革審議会の意見書に基づく平成14年の司法書士法改正によって、法務大臣の認定を受けた司法書士（一般に「認定司法書士」と呼ばれています）には簡易裁判所の訴訟代理権等が認められることになりました。現在、全司法書士の約70%が認定司法書士として、訴額140万円以下の民事事件の訴訟代理人となり、また、裁判外での和解交渉を行うなど、市民の身近に起こりうる法律問題の解決やさまざまな相談に応じています。

また、高齢化社会に対応して平成12年から制度化された「成年後見制度」に対してはいち早く取り組みを開始し、現在では、専門職後見人としての司法書士の割合はトップとなっており、「成年後見といえば司法書士」と言われるほど、着実な実績を上げています。

このように司法書士は、常に市民のそばにいる身近な法律家として歩んでまいりましたが、今後も、市民生活における紛争の防止と解決、ならびに権利保護に努力をしてまいります。

あなたの身近にいる「くらしの法律家」司法書士をどうぞご活用ください。



司法書士のしごと



司法書士のしごとは、一般に皆さんがすぐに思い浮かべる「登記」だけではありません。結構いろんなことをやっているのです。

たとえば、

- 不動産の名義を変えたい
- 個人事業をしているが、新しく会社を起こしたい

という不動産・会社登記の話から、

- ネットオークションで買った商品が届かない
- 遺産の分割方法でもめているので調停の申立をしたい
- 高齢者の財産管理をする人が必要だ
- 貸したお金を返してもらいたい
- 日本国籍を取得したい

など、この紙面だけでは書ききれないぐらいさまざまな分野で皆さんのサポートをしています。

いざというときに、司法書士はきっと皆さんのお役に立てるに違いありません。

家・土地について

住んでいる土地や
建物を配偶者に
贈与したい

相談ケース
1

相談ケース
2

住宅ローンを
返済した後、
必要な手続きは？

不動産登記とは、土地や建物に関する情報（所有者は誰か、面積はどれくらいか、担保は付いているのかいないのかなど）を、法務局（登記所）に備え付けられた登記ファイルに記録し、これを広く一般社会に公開することによって、取引の安全を図ろうとする制度です。不動産登記は、司法書士にとってもっともポピュラーな業務です。

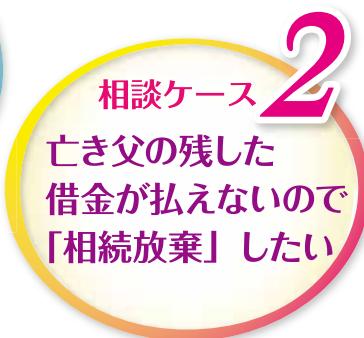
相談ケース1のような事例の中でも、特に結婚して20年以上の夫婦が住んでいる不動産をパートナーに贈与するときは、贈与税額2000万円までは、贈与税の配偶者控除が受けられます（平成29年9月現在）。この場合の贈与税は非課税ですので、比較的多くの方が利用されています。土地や建物を贈与するときには、土地や建物の贈与を受けた方の名義に変更するための「所有権移転登記」という作業が必要になりますので、その手続きは、専門家である司法書士にご依頼ください。

相談ケース2 にあるような、住宅ローンを返済した後の手続きとしては、抵当権を抹消するための「抵当権抹消登記」という作業が必要になります。金融機関から返却された書類を元に手続きを行います。この抵当権抹消登記の手続きは、専門家である司法書士にご依頼ください。

こうした登記手続は複雑である場合が多く、万一手続きを間違つて行うと、思わぬ結果を招く場合もあります。そこで、私たち司法書士は登記手続のプロフェッショナルとして、依頼者の権利が保護されるよう、登記手続を依頼者の代理人として行います。



相続について



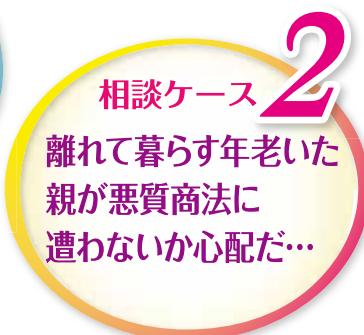
相談ケース1 のような事例で、特に子どもがいない夫婦でパートナーにすべての財産を残したいと考えている場合、遺言書がないと親族間のトラブルに発展する可能性が高くなります。たとえば、夫婦間に子どもがなく、夫が亡くなつたとします。その場合はパートナーである妻が相続人になるのは当然として、そのほかに夫の親、あるいは夫の親も亡くなつていれば、夫の兄弟も相続人となります。すなわち遺言書がなければ、すべての財産をパートナーである妻に相続させることはできません。妻以外の相続人と遺産分割協議をして、それぞれが相続する財産を決めることになります。ですから、ご夫婦がお元気であるうちに遺言書を作成しておけば、ご夫婦の考え方どおりお互いのパートナーにすべての財産を相続させることができますので、できるだけ早く遺言書の作成をご検討ください。

相談ケース2 のように、親が多額の借金を残して亡くなった場合を考えして、民法では、相続人が財産の相続を拒否することを認めています。これは「相続放棄」という手続きで、相続放棄をした人は「最初から相続人でなかった」ものとして取り扱われますので、借金を引き継ぐこともなく遺産分割協議に参加することもありません。ただし、相続放棄手続は、被相続人(相談ケース2の場合は父親)が死亡し、相続する権利のある人が相続人になったことを知ったときから3ヵ月以内に、家庭裁判所に申立をしなければなりません。

司法書士は、相続があったときの一番最初の相談相手です。相続登記手続や相続放棄手続などを行う専門家として、故人の大切な財産を責任をもって次の世代へつなげています。



成年後見制度について



人は誰しも必ず老いていきます。

今は大丈夫であっても、面倒を見てくれるような人もなく将来が心配である、あるいは、現在すでに判断能力の衰えを感じていて、日々不安を抱えて暮らしていらっしゃるというケースは多くあると思います。

その解決法として、**相談ケース1**の場合であれば、「任意後見制度」を利用して、判断能力が十分あるうちから将来に備え、面倒を見てもらいたい人やその内容を事前の契約によって決めておくことができます。**相談ケース2**の場合であれば、家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ「法定後見制度」を利用することが考えられます。

司法書士は、いち早く公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（<http://www.legal-support.or.jp/>）を設立して、成年後見制度ができた当初から積極的に成年後見業務に取り組んできました。そのため、法定後見における親族以外の後見人等として家庭裁判所にもっとも多く選ばれているのは、司法書士なのです。

皆さんが安心した生活を送るために成年後見制度を利用しようとお考えなら、司法書士にお気軽にご相談ください。

●司法書士の成年後見人選任件数の推移



【最高裁判所事務総局家庭局公表資料より】

※2007年までは4月から翌年3月まで、
2008年からは1月から12月までを統計の対象期間とする。

日常生活のトラブルについて

ネットオークション
で買った商品が
届かない

相談ケース
1

相談ケース

友人に貸した
お金を返して
もらえない

2

日常生活におけるトラブルは、その金額があまり高額でない場合は、たとえトラブルに巻き込まれたとしても諦めてしまう方が多いのではないでしょうか。

たとえば、**相談ケース1**の場合は、まずはネットオークションの相手方に商品の引渡請求を行うことになり、**相談ケース2**の場合は、お金を貸した友人に返済を求めるになりますが、ご本人が電話を1本掛けたからといって、すぐに商品が届いたり、お金を返済してくれるとは限りません。最終的には裁判をするしかないという場合もよくありますが、司法書士は裁判の場面でもお手伝いすることができます。

なぜなら、法務大臣の認定を受けた司法書士は、トラブルの金額が140万円以下の簡易裁判所での民事事件であれば、訴訟代理人となって訴訟手続ができるからです。

また、仮に140万円を超えるような場合であったとしても、司法書士は裁判所に提出する書類の作成を行うことができますので、納得のいく裁判をご自分でなさりたいという方には司法書士が本人訴訟をサポートし、法的支援を行います。

相談ケース1・2のほかにも、「アパートの敷金が返ってこない」「お客様からツケを払ってもらえない」「訪問販売で契約した商品を解約したい」など、日常生活にはさまざまなトラブルが潜んでいます。いつ何時トラブルに巻き込まれるとも限りません。これらのトラブルに対処するため、司法書士は親身になってアドバイスを行いますので、お気軽にご相談ください。



労働トラブルについて

未払いの給料を
請求したい

相談ケース
1

相談ケース

2

突然解雇を
通告された

労働に関するトラブルは実にさまざまですが、雇用や労働条件に関する問題は、生活がかかっているだけに深刻です。

相談ケース1 の未払い給料に関する問題ですが、まずは未払い給料の計算ができるための書類があるなどを確認してみましょう。具体的には、雇用契約書やタイムカード、過去の給与明細書等がそれにあたります。これらの書類がなければ仕方ありませんが、できれば手元にあるほうが望ましいでしょう。未払い給料がはっきりすれば、雇用者に請求していくことになります。

相談ケース2 の解雇の問題は、すべての解雇が必ずしも有効というわけではありません。そもそも解雇が許されるケースなのか、また解雇が有効であるとしても、解雇予告手当が支給されているかなどの問題があります。これらの事実関係をきちんと整理・把握した上で、雇用者に請求すべき内容を決めていく必要があります。

労働トラブルは、ほかにも残業代や退職金の未払いなどが挙げられますが、どの問題もなかなか複雑なものが多く、泣き寝入りとなってしまうケースも少なくありません。

もし皆さんが労働トラブルに巻き込まれたら、司法書士が皆さん の代理人として相手方と交渉したり、訴訟をしたり、または訴額が140万円を超える争いでは、裁判所提出書類の作成を通じてサポートします。



借金について

銀行の
カードローンを
これ以上返せない

相談ケース
1

相談ケース

リボ払いの
負担が大きい

2

以前に比べて消費者金融の貸付金利が大幅に下がっていることに
お気づきの方も多いと思います。これは、「貸金業法」という法律
が平成18年12月に改正されたことによりますが、この法律は、い
わゆる「グレーゾーン金利」の撤廃や借入金額の総額が規制される
「総量規制」などを定めていて、債務者が必要以上に借入れをして
しまったり、高い金利で苦しむことのないようにと、債務者の立場
を考慮した、債務者を守るような内容に改正されています。この法
律のおかげで、以前のような不透明な高金利がなくなることになっ
たのです。

この貸金業法を改正するために、全国各地の多くの司法書士たち
が個人的にも組織的にも懸命に動いて、大きく貢献をしました。



相談ケース1 のように、現在借金で苦しんでいる方は、まず自分の借入金利が何%であるかをチェックしてみてください。銀行のカードローンは金利が低いことが多い、その場合には、いわゆる過払い金は生じません。また、**相談ケース2** のように、リボ払いを利用されている方には手数料がかかっていますが、これは利息とは異なります。

まずは借金の内容、そして、金利については、法定金利で計算し直した場合に借金の残額がいくらになるかを確認してみる必要があります。

でも、借金の問題は必ず解決できます。これを忘れてはいけません。たとえ借金の額が減らなかつたとしても、「特定調停」「民事再生」「自己破産」という手段がまだ残されています。

司法書士は、借金で苦しむ方からのお話を直接お聞きしながら、その方の生活再建のためにもっとも適した方法をアドバイスし、新たな人生のスタートを応援しています。



会社について

会社をつくりたい、
会社をつくった後、
どうすればいい?

相談ケース
1

相談ケース
2
事業承継、
後継者育成、
どうすればいい?

司法書士は会社登記の専門家として、会社登記を中心に、必要な諸手続についてのアドバイスをしたり、書類作成を行っています。

ですから、**相談ケース1** のように「会社をつくりたい」と思ったときの設立手続、「会社をつくった後」の役員変更や増資などの登記手続について、司法書士がお手伝いをいたします。

現行の会社法では、公開会社にするか非公開会社にするか（株式の譲渡制限規定を設けるか否か）、取締役の人数や代表取締役はどうするか……など、会社組織を設計するまでの選択肢が広がっています。起業者の個性や会社へのビジョンなどを検討しながら、設立する会社のスタイルなどについて司法書士がじっくりとご相談に応じ、一緒に会社設計をしてまいります。



会社をつくった後も、役員の変更や会社の機関構成の見直し、商号や目的の変更、資本金の増加、さらには合併や会社分割等による組織再編といったさまざまな課題や問題が生じることがあります。これらの変更や見直しの手続きについても司法書士が、登記完了まで責任をもってアドバイスします。

また昨今、経営者の高齢化が進む中において、**相談ケース2**のような「事業承継」「後継者育成」の問題は深刻です。これらの問題については、経営者の交代・経営の承継・資産の承継という3つのポイントを中心に考えてスムーズに行いたいものです。

上記の業務以外にも司法書士は、企業法務のコンサルタントとしてその役割が期待されています。



裁判について



「裁判」と聞くと、「怖い・大変・面倒」というイメージをおもちではないでしょうか。誰しもできれば裁判とは関わらず、平穏な人生を送りたいものです。

しかし突然、皆さんのお手元に「訴状」が届いたとしたら……。そんなときは慌てずに、すぐに司法書士にご相談ください。

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成を行うだけではあります。簡易裁判所の訴訟代理権をもつ認定司法書士は、民事裁判での請求額が140万円以下の事件についてであれば、訴訟代理人として訴訟手続を行うことができます。

相談ケース1 のように、交通事故の物損でのもめごとは、示談交渉がまとまらずに裁判となることがよくあります。このようなケースの裁判では、代車料・車両格落ち損害など、極めて専門的な知識が要求されます。



相談ケース2 のように、敷金返還に関するトラブルも最近増加傾向にあるようです。そもそも敷金とは、「家賃の滞納や室内の破損などに備えて預けるお金」のことです。敷金に関してもめる原因の多くは、借主が退去する際の「借主の原状回復義務」についての解釈の違いによるものです。自然損耗か否か、賃貸借契約書に特約があるか否かなど、借主側が裁判手続上押さえておかなければならぬポイントがたくさんあります。

これらのさまざまなことが頭の中を巡り、「私一人で裁判なんて、とても無理」……と思っている皆さん、ご安心ください。司法書士が皆さんの代わりに、あるいは皆さんとご一緒に裁判手続を行います。

訴状だけでなく、「調停の呼出状が届いた」「支払督促が届いた」といった場合でも、司法書士がお手伝いします。



その他の業務について

大家さんが突然亡くなり、
誰に家賃を支払えばよいのか
わからない（供託手続）

相談ケース
1

少額訴訟で勝ったのに
相手が支払わない
(少額訴訟債権執行代理)

相談ケース
2

相談ケース1 のように、いつも家賃を支払っている大家さんがある日突然亡くなった場合、どうしたらよいでしょうか。家賃の支払期限はすぐそこまで迫っていますが、相続人が誰なのか、また、いったい誰に支払えばよいのかわかりません。しかし、そういう場合でも、支払わなくてよいというわけではないのです。そのまま放置しておくと、家賃不払いを理由に契約を解除される心配もあります。

こういった場合、法務局に家賃を供託すれば法的には家賃を支払ったのと同じ効果が生じますので、ひとまず安心です。

大家さんが死亡した時点で相続が開始し、相続人の間でその賃貸物件を誰が相続するかが決定するまでは、法律上、その物件は相続人全員が法定相続持分の割合で共有していることになります。ですから、仮に、大家さんの奥さんにとりあえず全額支払ったとしても、別に大家さんの息子さんから自分の相続分の家賃を請求された



場合、法律的には支払いを拒否することはできないのです。

司法書士は供託手続についても代理人として行うことができますので、どうぞご相談ください。

相談ケース2 の「少額訴訟」とは、60万円以下の金銭が請求できる裁判であり、原則として1回の裁判で審理が終了し、判決が出ます。簡単な手続きで行うことができ、通常の法廷のような厳格な雰囲気ではなく、ラウンドテーブルと呼ばれる円卓で行われる裁判です。

ただ、せっかく少額訴訟で勝ったのに相手が支払ってくれないことがあります。そんなときは、相手の財産に対して強制執行の手続きを行うことになりますが、その少額訴訟を代理した認定司法書士であれば、この手続きも代理して行うことができます。

このほか、帰化申請※1、土地の筆界特定手続※2など、「こんなことも相談できるのかな？」と思うような悩みであっても、司法書士にお気軽にご相談ください。

※1 帰化申請

「帰化」とは、日本で生まれ育った外国人の方、日本人と結婚された外国人の方、日本に永く住んでいる外国人の方など、一定の条件を備えた方が、法務大臣の許可を得て日本国籍を取得することをいいます。司法書士は、帰化申請に関するさまざまな書類作成やアドバイスを行います。

※2 筆界特定手続

「筆界特定」とは、お隣の土地との筆界が明らかでないとき、法務局に申請することによって、公平・中立な立場である筆界特定登記官が、筆界の位置を特定することをいいます。司法書士は、筆界特定申請の代理人として、その手続きを行います。

司法書士の取り組み

お困りごとは どのようなことですか？

各種法律相談・ADR

社会生活を送る上では、否が応でもさまざまなトラブルに遭遇することがあります。しかし、

- どこに相談したらよいのかわからない
- 経済的に困っており、費用のことが心配だ
- 今後の付き合いがあるので、円満に解決したい

と思っている方は大勢いらっしゃると思います。

私たち司法書士は、このような市民の皆さんとの声に応えられる存在でありたいと考えています。



司法書士総合相談センター

全国各地に存在する司法書士が、「いつでも」「どこでも」「誰にでも」良質な法的サービスをご提供するための相談窓口、「司法書士総合相談センター」が2005年より稼動しています。

この全国各地にある「司法書士総合相談センター」は、「日本司法支援センター（通称：法テラス）」の主要な連携機関となっており、法テラスおよび関連団体等から相談の紹介を受け、具体的な解決を図る役割も担っています。



無料相談事業

司法書士会では、社会からのニーズに対応するため、様々な無料相談会等を行っています。これらの相談事業は司法書士会ごとに企画、実行していますので、詳細は各司法書士会にご確認ください。

たとえば…

●敬老の日に合わせて実施する「成年後見相談会」

判断能力が衰えている高齢者の方などの、人間としての尊厳を守るために、財産面や法律面で保護・支援する「成年後見制度」についてご相談をお受けします。高齢者ご本人からのご相談はもとより、そのご家族や介護される方からのご相談もお待ちしています。

●司法書士の日（8月3日）、法の日（10月1日）に合わせて実施する司法書士法律相談

8月3日の「司法書士の日」、10月1日の「法の日」を記念して、市民の皆さんの日常生活に関連して生じる身近な法律問題全般についてのご相談をお受けします。

●勤労感謝の日に合わせて実施する「労働トラブル110番」

「勤労感謝の日」の行事として、労働者の権利や人権を保護するため、働く人々が抱える職場内や勤務先でのトラブルなどに関してご相談をお受けします。

●相続登記はお済みですか月間

土地や建物の相続登記を放置すれば相続人が増加し、手続きが複雑化する場合が少なくありません。そこで、できるだけ早い時期に登記手続を行うことを呼びかけるとともに、相続や遺言などのご相談もお受けします。

その他にも、

- 社会問題や自然災害等に対応した緊急相談会
- 司法過疎地域での巡回法律相談会
- 役所等が実施する市民向け相談会への司法書士派遣

なども実施しています。

司法書士会調停（ADR）センター

仕事でのトラブル、隣近所でのトラブル、日々のくらしの中でのちょっとしたトラブル。

日本でもそんなトラブルが裁判沙汰になるケースも増えてきました。しかし、「できれば裁判まではしたくない」と思う方も多いと思います。

そんなときは司法書士会の調停（ADR）センターを利用されてはいかがでしょうか。

トラブルを解決するには、相手の話を聞き自分の気持ちを伝えることが大切です。司法書士が調停人となり、当事者間で十分に話し合いを行う機会を持つことにより、当事者間での合意による解決を目指していきます。

まず、話し合う機会を持つことから始めましょう。

調停人は、第三者の立場から法的トラブルの事実を確認して解決方法を提示するのではなく、当事者相互の理解を図ることにより合意への道筋をつける、つまり当事者の話し合いを解決へ向けて促進します。司法書士会の調停（ADR）センターでは、このような調停人の役割に関するトレーニングを受けた司法書士が調停人となりますので、ご安心ください。

詳しくは、お近くの司法書士会へお尋ねください。



より一層お役に 立てる存在となるために

社会への貢献

法教育

これまで、学校教育における法律の授業の多くは、憲法上の権利を抽象的に教えるにとどまっていました。しかし、私たち司法書士は、「司法が紛争の予防・解決において重要な役割を果たしていることを子どもたちが学び、自らも紛争の予防や解決のルールづくりに参加できる能力を

養うこと」（＝法教育）がとても重要であると考えています。

現在、全国の司法書士会では、積極的に法教育の支援をしています。

●高等学校への講師派遣校数の推移



主な活動内容

- 中学生や高校生を対象とした法律教室や裁判所の見学会の開催
- 成人を対象とした法律講座の開催
- 教育用資料*の提供



*消費者教育授業において使用する用語解説集や家計表など

市民救援活動

我が国では毎年、何らかの自然災害が発生しています。生命の安全やライフラインの確保が一段落した後、災害による身近な法律問題に対処する必要があります。

例えば、被災した建物の取壟し・建替えに関する問題、会社が被災したことによる労働問題、残念ながら相続の問題も発生します。

日本司法書士会連合会はこれらの問題に対応するため、地元の司法書士会と協力して相談員を派遣し、無料で法律相談や仮設住宅等への巡回相談等を行っています。

●東日本大震災等における司法書士の復興支援活動

(1) 災害復興支援事務所の設置

日司連「市民救援基金」により、司法書士による法的サービスを受けることが困難になった地域に「日司連災害復興支援事務所」を設置し、相談センター及び司法書士事務所として活用しています（平成29年9月現在）。

■宮城県

- 気仙沼司法書士相談センター
- 南三陸司法書士相談センター（司法書士事務所併設）
- 山元司法書士相談センター（司法書士事務所併設）
- 女川司法書士相談センター（司法書士事務所併設）

■福島県

- 相双司法書士総合相談センター（司法書士事務所併設）

■岩手県

- 宮古市司法書士相談センター
- 陸前高田司法書士相談センター（司法書士事務所併設）
- 大槌町司法書士相談センター（司法書士事務所併設）

■熊本県

- 風の里司法書士相談センター（司法書士事務所併設）

(2) 巡回相談の実施

岩手県、宮城県、福島県内の仮設住宅等における巡回相談を実施しています。

相談センターまでアクセスできない方も多く、本当に必要な方へ情報を届け、気軽に相談できるように複数名が巡回して相談にあたっています。

(3) 司法書士総合相談センター、法テラスにおける相談

全国の司法書士総合相談センターにおいて避難者に対する相談活動を実施するとともに、被災地の法テラスにおいて消費者相談、法律相談などにあたっています。

(4) 「被災後の法的トラブル解決ガイド」の配布

被災者にわかりやすく情報を届けるために、被災後の法的トラブルQ & Aや全国の相談先などを掲載した「被災後の法的トラブル解決ガイド」を発行し、被災地を中心に配布しています。

(5) コミュニケーションの回復支援

法律相談だけでなく、こころのケアや地域でのコミュニケーション回復のための活動にも参加しています。

社会問題への取り組み

日本司法書士会連合会では、下記のような社会問題に取り組んでいます。

- 高齢者・障がい者の権利擁護及び虐待防止
- 自死問題対策
- 経済的困窮者の法的支援の推進
- 子どもの権利擁護
- 犯罪被害者等の支援

など



私たちはずぐそばにいます！

司法過疎問題への取り組み

市民の皆さんのが法律上の問題を抱えたときに適切な解決を図るために、法律家に相談、あるいは依頼がしやすい環境を整備しておくことが不可欠です。司法書士会では、どの地域の方でもすぐに司法書士にアクセスできるよう、司法過疎問題に積極的に取り組んでいます。

司法過疎とは…

法律家が極端に少ない地域において、いざ何かトラブルが起きたときに、相談や依頼が困難な状況を「司法過疎」といいます。

地域司法拡充基金

日本司法書士会連合会では、2007年7月1日に地域司法拡充基金を設置し、司法へのアクセスが困難な地域の調査・分析・情報収集のほか、この地域で開業する司法書士への資金援助をはじめとするさまざまな支援活動を行っています。これまでに72名の司法書士と4つの司法書士法人がこの支援を受け、現在司法過疎地域（北海道網走市、沖縄県島尻郡久米島町など）での業務に取り組んでいます（2016年7月現在）。

このように司法書士は全国に分散し、法律の「かかりつけ医」のように地域の皆さんに頼られる、身近な「くらしの法律家」として活躍の場を広げながら、司法アクセス充実の一翼を担っています。



司法書士の日

明治5年（1872年）8月3日に太政官無号達で司法職務定制が定められ、司法書士の前身である代書人が誕生したことになります。8月3日を「司法書士の日」と定めています。司法書士一人ひとりが将来に向かって市民の方々からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、司法書士制度の社会的意義を周知する機会としています。

●記念事業「一日司法書士」

社会に出る前の高校生を「一日司法書士」として任命し、司法書士の業務である登記や裁判の現場を体験してもらい、司法書士及びこれらの制度への理解を深めてもらいます。

この体験を通してこれから社会生活や、将来の職業選択に役立ててもらうことを目的としています。



このほかにも、司法書士会ごとに無料相談会などの記念事業を実施しています。

●「司法書士の日」ロゴマーク

日本司法書士会連合会では、司法書士の日を記念してロゴマークを制定いたしました。

あたたかいハートと人と人とのつながりをイメージしています。



日本司法書士会連合会について

日本司法書士会連合会は全国50の司法書士会によって組織され、

- 司法書士会の会員の品位を保持し、
 - その業務の改善進歩を図るため、
司法書士会およびその会員の指導・連絡、
 - ならびに司法書士の登録に関する事務を行うこと
- を目的としています。

日本司法書士会連合会は、上記の目的を達成し、社会に対する責任を果たすため、会則の中でこれらの事業目的を規定して、制度改善・研修・広報、ならびに国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する活動など、さまざまな事業を展開しています。

日本司法書士会連合会および全国の司法書士会では、司法制度改革の趣旨に鑑み、司法アクセスの拡充事業はもとより、多重債務や悪質商法などの消費者問題への対応、さらには高齢者・障がい者の虐待防止対策や自死対策などの社会問題への取り組みも開始しております。

■ 日本司法書士会連合会ホームページ

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

全国の司法書士会一覧

会名	郵便番号	住所	電話番号
札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0021	山形市小白川町 1-16-26	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0023	横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル4F	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稻川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	950-0911	新潟市中央区笹口1-11-15	025-244-5121
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	918-8112	福井市下馬 2-314 司調合同会館	0776-43-0601

会　名	郵便番号	住　所	電話番号
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスピワール神通3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24番地	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0023	岡山市北区駅前町 2-2-12	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀市川原町2-36	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

Shihō-Shoshi ACCESS BOOK

日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塙町4番37号
TEL 03-3359-4171(代表)

2018.12